

豊川市拠点地区定住促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊川市における戦略的な定住促進を図り、もって地域の活性化に資するため、市外から転入する者及び居住の誘導を図る必要がある者に対し市の予算の範囲内で交付する豊川市拠点地区定住促進事業費補助金（以下「補助金」という。）について、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。

ア 5年以上住所を有していた市外から、豊川市立地適正化計画（平成29年3月23日公表）に規定する都市機能誘導区域（以下「誘導区域」という。）に転入する者（転入後1年以内に同一の小学校の通学区域内における誘導区域に転居する者を含む。）

イ 豊川市立地適正化計画に規定する策定区域のうち別表1に規定する災害想定区域（以下「災害想定区域」という。）に家屋を所有して居住する者であって、誘導区域に転居するもの

(2) 平成29年1月2日以降に誘導区域内において居住の用に供する家屋（中古住宅（3親等以内の親族から取得したものを除く。）を含む。以下「家屋」という。）を新たに取得した者（当該家屋の登記名義人が2名以上いる場合は、当該家屋の固定資産税に係る連帯納税義務者のうち1名に限る。）であること。

(3) 家屋に10年以上定住する意思を有する者であること。（勤務地等の都合により、当該家屋居住後に豊川市外に居住する期間（以下「海外赴任等の期間」という。）を除く。）

(4) 町内会に加入する者であること。

(5) 市税等を滞納していない者であること。

- (6) 世帯の構成員全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
(補助の対象となる家屋及び土地)

第3条 補助金の交付の対象となる家屋は、次の要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象者が居住しており、住所を有していること。
 - (2) 台所及び便所を備えていること。
 - (3) 居住の用に供する延べ床面積が80m²以上であること。
 - (4) 店舗等を併設する家屋にあっては、居住の用に供する部分の面積が延べ床面積の2分の1以上であること。
- 2 補助金の交付の対象となる土地は、補助対象者が所有し、前項の要件を満たす家屋が建築されている土地（当該家屋が建築されている土地が複数筆にわたる場合を含む。）とする。ただし、家屋が建築されていない土地であっても、補助対象者が所有し、同一敷地として認められる場合は、対象とするものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、災害想定区域の家屋及び土地については、補助金の交付の対象としない。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額、補助の対象範囲、補助期間等は、別表2のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、各年度の固定資産税・都市計画税納税通知書を受領した日から当該年度の3月31日までに豊川市拠点地区定住促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、最初に申請をした年度から起算して2年度目及び3年度目については、既に提出している添付書類の内容に変更がない場合は、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 位置図
- (2) 5年以上住所を有していた市外から転入したことが分かる書類（戸籍の附票等）

- (3) 家屋及び土地の概要を明らかにする書類（平面図等）
 - (4) 家屋及び土地の所有者を明らかにする書類（登記簿謄本等）
 - (5) 家屋及び土地の補助対象経費が明らかになる書類（固定資産税・都市計画税課税明細書の写し等）
 - (6) 市税等を滞納していないことを明らかにする書類（滞納のない証明書等）
 - (7) 世帯の状況が分かる書類（住民票等）
 - (8) 町内会への加入を証する書類（町内会費の領収書等）
 - (9) 豊川市拠点地区定住促進事業費補助金に係る定住誓約書（様式第2号）
 - (10) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
- 2 前項第6号から第8号までに掲げる書類については、豊川市拠点地区定住促進事業費補助金に係る個人情報の閲覧等に係る同意書（様式第3号）を提出することにより、当該書類の添付を省略することができる。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當であると認めたときは、補助金の交付を決定し、豊川市拠点地区定住促進事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による決定に条件を付すことができる。

（交付の請求）

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、市長が指定する日までに豊川市拠点地区定住促進事業費補助金交付請求書（様式第5号）に補助金に係る固定資産税の納付が明らかになる書類（領収証書の写し等）を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の納付が明らかになる書類については、補助金の交付の申請の際に第5条第2項の同意書を提出している場合、又は豊川市拠点地区定住促進事業費補助金個人情報の閲覧等に係る同意書を提出する場合は、前項の請求書への添付を省略することができる。

3 補助金の実績報告は、第1項の請求書の提出をもってこれに代えるものとする。

(交付の決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。この場合において、補助金が既に交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 補助金の交付を受けた日から起算して10年未満に、転居又は転出したとき。
- (2) 補助金の交付を受けた日から起算して10年未満に、家屋を取壊し、又は家屋若しくは土地を貸与し、若しくは売却したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (4) 交付の決定の内容及び交付に付した条件に違反したとき。
- (5) この要綱の規定に違反したときその他市長が不適当と認めたとき。

(権利の承継)

第9条 交付決定者が死亡した場合において、その相続人の代表者であって当該家屋に居住する者は、市長の承認を得ることによってその権利を承継することができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、この要綱による改正後の第2条第1号アの規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

区分	災害想定区域
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域	全域
建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する災害危険区域	全域
地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域	全域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域	全域
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域	全域
水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項に規定にする洪水浸水想定区域、第14条の2第1項に規定する雨水出水浸水想定区域又は14条の3第1項に規定による高潮浸水想定区域	豊川市洪水ハザードマップによる浸水2m以上の区域
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する基礎調査その他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域	豊川市立地適正化計画に規定する土砂災害危険箇所（土石流危険渓流による危険区域、土石流危険流域、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）

別表2（第4条関係）

項目	補助金額	対象範囲等	補助期間
家屋に係る 補助	家屋に係る各 年度の固定資 産税相当額	当該家屋のうち居住 の用に供する部分 (280m ² を上限と する。)	家屋取得後最初に固 定資産税が課せられ ることとなった年度 (以下「課税初年度」 といふ。)から起算し て3年度を限度とす る。
土地に係る 補助	土地に係る各 年度の固定資 産税相当額	家屋が建築されてい る土地(200m ² を 上限とし、複数筆に わたる場合はそれぞ れの面積の合計とす る。)	課税初年度から起算 して3年度を限度と する。
子育て支援 に係る補助 (子育て奨 励金)	中学生以下の 子1人につき 10万円(1 回限り)	補助対象者と同一の 世帯の構成員である 中学生以下の子	課税初年度とする。た だし、課税初年度から 起算して3年度内に 出生等により世帯の 構成員となった子は、 当該年度内に限り対 象とする。

様式第1号（第5条関係）

豊川市拠点地区定住促進事業費補助金交付申請書

年　月　日

豊川市長 殿

住 所 〒

申請者
氏 名

下記のとおり豊川市拠点地区定住促進事業費補助金を交付してください。

記

交付申請額		①+②+③ 円
転入年月日		年　月　日
家屋	所在地	
	家屋番号	
	現況床面積	m ²
	所有の状況	<input type="checkbox"/> 単独名義 <input type="checkbox"/> 共有名義
	住宅の種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅
	申請額 ※1	円 ①
土地	所在地	
	地積	m ²
	所有の状況	<input type="checkbox"/> 単独名義 <input type="checkbox"/> 共有名義
	申請額 ※2	円 ②
子 育 励 て 金	補助対象となる 中学生以下の子の有無	<input type="checkbox"/> 有(　名) <input type="checkbox"/> 無
	申請額 ※3	円 ③

添付書類

- 1 位置図
- 2 5年以上住所を有していた市外から転入したことが分かる書類（戸籍の附票等）
- 3 家屋及び土地の概要を明らかにする書類（平面図等）
- 4 家屋及び土地の所有者を明らかにする書類（登記簿謄本等）
- 5 家屋及び土地の補助対象経費が明らかになる書類（固定資産税・都市計画税課税明細書の写し等）
- 6 世帯の状況が分かる書類（住民票等）
- 7 市税等を滞納していないことを明らかにする書類（滞納のない証明書等）
- 8 町内会への加入を証する書類（町内会費の領収書等）
- 9 豊川市拠点地区定住促進事業費補助金に係る定住誓約書（様式第2号）
- 10 その他市長が必要と認める書類

(申請額の計算方法等)

※1 床面積が 280 m^2 を超える場合は、次の計算式で算出した金額を記載すること。

当該家屋に係る固定資産税相当額× 280 m^2 ／当該家屋の合計床面積
(小数点以下切上げ)

併用住宅の場合は、次の計算式で算出した金額を記載すること。

当該家屋に係る固定資産税相当額×居住の用に供する床面積／当該家屋の合計床面積 (小数点以下切上げ)

※2 面積が 200 m^2 を超える場合は、次の計算式で算出した金額を記載すること。

当該土地に係る固定資産税相当額× 200 m^2 ／当該土地の合計面積 (小数点以下切上げ)

※3 世帯の構成員に補助対象となる中学生以下の子がいる場合は、子1人につき $100,000\text{ 円}$ として算出した合計額を記載すること。

様式第2号（第5条関係）

豊川市拠点地区定住促進事業費補助金に係る定住誓約書

年　　月　　日

豊川市長 殿

申請者 住 所
氏 名

私は、豊川市拠点地区定住促進事業費補助金の交付の申請をするにあたり、当該家屋に10年以上居住すること（海外赴任等の期間を除く。）及び世帯の構成員全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないことを、誓約いたします。

様式第3号（第5条、第7条関係）

豊川市拠点地区定住促進事業費補助金に係る個人情報の閲覧等に係る同意書

年　　月　　日

豊川市長 殿

申請者 住 所
氏 名

豊川市拠点地区定住促進事業費補助金の交付に係る審査等のため、私及び私と世帯を同じくする者に係る下記の事項について、閲覧及び調査することに同意します。

記

- 1 居住地に係る住所に関する情報
- 2 当該補助金の対象となる家屋と土地の物件及び課税に関する情報
- 3 市税等の納付状況に関する情報
- 4 世帯の構成員に関する情報
- 5 町内会の加入に関する情報

様式第4号（第6条関係）

豊川市拠点地区定住促進事業費補助金交付決定通知書

豊都指令第 号

住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のありました豊川市拠点地区定住
促進事業費補助金について、下記のとおり交付します。

年 月 日

豊川市長 氏 名 印

記

交付決定額

円

交付の条件

- 1 当該固定資産税を納付すること。
- 2 当該家屋に10年以上居住すること。
- 3 当該家屋を10年未満に、取壟し、家屋又は土地を貸与し、若しくは売却しないこと。

様式第5号（第7条関係）

豊川市拠点地区定住促進事業費補助金交付請求書

年　月　日

豊川市長 殿

申請者 住 所
氏 名

年　月　日付け 豊都指令第 号で補助金交付決定の
あつた補助金について、下記のとおり請求します。

記

金 円

金融機関名	銀行 信用金庫 組合	支店
預金の種類	普通	・ 当座
口座番号		
口座名義人 (フリガナ)		

添付書類

納付が明らかになる書類（領収証書の写し等）